

浜岡原子力発電所5号機 定期作動試験時における  
制御棒駆動機構1体の動作不良について

平成 20 年 4 月 23 日

対象号機	5号機(定格熱出力一定運転中) :改良型沸騰水型、定格電気出力126.7万キロワット
発生日	平成20年4月22日
発生時の状況	<p>制御棒(全205本)の動作を確認するための定期作動試験(※1)を順次実施していたところ、午後11時28分、1本の制御棒の挿入操作と同時に制御系の故障を示す警報が点灯しました。</p> <p>このため、あらかじめ定められた手順に従い、故障表示等を確認した結果、当該制御棒駆動機構(制御棒は全引き抜き状態)が通常操作で動作しないことを確認しました。</p> <p>その後も継続して定期作動試験を実施した結果、当該制御棒を除く204本の制御棒の動作には問題ないことを確認しました。また、全ての制御棒の緊急挿入(スクラム)機能は確保されていること(※2)を確認しました。</p> <p>原子炉施設保安規定(※3)では、制御棒の動作について、「動作不能でないこと(ただし1本の場合は除く)」としており、本事象は運転上の制限逸脱には当たりません。</p> <p>本事象による運転への影響はなく、定格熱出力一定運転を継続しています。</p>
放射能の影響	本事象による外部への放射能の影響はありません。
原因	今後調査してまいります。
<a href="#">お知らせ基準</a>	「表2-1 原子炉の運転中に運転に関連する主要な機器の軽度な故障があったとき。」に該当します。

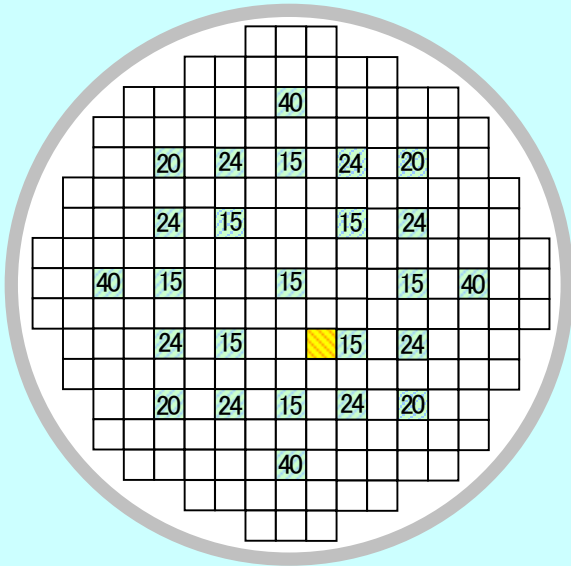
※1 制御棒の定期作動試験は、毎月1回、全ての制御棒について1本ずつ、現在の位置から約15cm挿入・引抜を行うことで、制御棒の動作を確認する試験です。

※2 制御棒の緊急挿入(スクラム)機能が確保されていることとは、緊急挿入に必要な蓄圧装置の圧力が定められた値(12.8MPa)以上あること、および原子炉緊急停止の信号を発信する原子炉保護系計装が動作可能であることを確認している場合をいいます。

※3 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。

以上

## 制御棒配置図



- 全引抜状態の制御棒
- 動作不良の制御棒(全引抜)
- 挿入状態の制御棒

数字は制御棒の挿入位置を示します。『0』が全挿入位置で、『100』が全引抜位置となります。  
※100の記載は省略しています。

全制御棒本数：205本

## 5号機制御棒駆動機構の概要図

